

都留市議会議員に貸与するタブレット端末運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、現在の情報社会において、効率的で迅速な議会運営、議案審議、通常時及び災害時等の情報の伝達・共有、議会の活性化等、市民に開かれた議会の実現とさらなる議会改革を推進するために貸与するタブレット端末の適正な使用について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貸与タブレット等 (以下「タブレット」という。) 会議その他の議員活動に使用するため、都留市議会が議員に貸与するタブレット端末及び議会事務局職員等が使用するタブレット端末をいう。
- (2) 会議 本会議、委員会、都留市議会会議規則(昭和42年都留市議会規則第1号。以下「会議規則」という。)に規定する会議その他議長が相当と認める会議をいう。
- (3) 議員等 議員及びタブレット端末を使用する者(議会事務局職員等)をいう。

(タブレットの使用範囲)

第3条 議員等は、会議にタブレットを使用する。なお、議員が会議以外で 사용할ことができる範囲については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議以外の議員活動における使用
 - ア 市民への啓発活動における資料閲覧
 - イ 行政視察等における資料閲覧
 - ウ その他議長が認めるもの
- (2) 情報収集における使用
 - ア 市ホームページからの情報閲覧
 - イ 議会活動に必要な検索サイトからの情報閲覧
 - ウ その他議長が認めるもの
- (3) 情報伝達における使用
 - ア 議会事務局及び議員相互並びに市との情報伝達
 - イ 災害時等の緊急情報伝達及び情報収集
 - ウ その他議長が認めるもの

(品位の尊重)

第4条 議員は、タブレットを使用する場合は、会議規則第151条に基づき議会の

品位を重んじた良識ある使用に努めなければならない。

- 2 議員は、タブレットを市民との情報共有、会議、調査研究及び事務連絡のため積極的な活用に努めるものとする。

(遵守事項)

第5条 議員は、議決前の議案、予算書等を外部へ情報提供してはならない。

- 2 議員は、タブレットの盗難、紛失、破損等の事故が生じた場合は、貸与タブレット事故届（様式第1号）により、速やかに議長に報告しなければならない。
- 3 議員は、タブレットについて、破損、故障等が発生しないよう適切に管理しなければならない。
- 4 議員は、タブレットを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 議員は、タブレットを最善の注意をもって取り扱い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) タブレットを使用するときは、パスワードを設定するものとし、パスワードの管理は議員が適正に行うこと。
 - (2) 情報の受発信は、議員の責任において行うこと。
 - (3) データの正確性を保持し、データ等の紛失、き損等の防止に努めること。
 - (4) 個人情報の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握するとともに、議長に報告し、必要な措置を講ずること。
- 6 議員は、タブレットにアプリケーション（以下「アプリ」という。）を追加する場合には、貸与タブレット追加アプリ許可申請書（様式第2号）を議長に提出し、許可を得なければならない。ただし、追加するアプリは、会議又はその他の議員活動に必要なものに限るものとする。
- 7 議員は、その職でなくなったときは、速やかに固有のデータ及び追加アプリ等を削除し、貸与タブレット返却届（様式第3号）により、タブレットを返却しなければならない。

(禁止事項)

第6条 議員がタブレットを使用する場合は、次に掲げる事項を禁止する。

- (1) タブレット端末（ソフトを含む。）の改造又は交換
- (2) 議会活動に必要なない情報の閲覧及び動画の視聴
- (3) 個人情報又は市において公開されていない情報の開示
- (4) SNSの使用（議員全員で使用する場合を除く。）
- (5) 国外への持ち出し
- (6) その他他者の迷惑になる行為を行うこと。

(会議中の禁止事項)

第7条 会議中にタブレットを使用する場合は、次に掲げる事項を禁止するものと

する。ただし、議長又は会議の長が必要と認めた場合は、その限りではない。

- (1) 音声又は操作音を発する等、会議の運営上支障となる行為
- (2) 会議の写真、映像等の撮影又は録音
- (3) 審議又は審査中の情報の外部発信
- (4) 議事運営に関係のない情報の閲覧又はソフトウェアの使用
- (5) メールの使用
- (6) 動画の視聴
- (7) その他目的外の使用

(違反行為に対する措置)

第8条 前4条の規定に違反したときは、議長又は会議の長から注意を与えるものとする。この場合において、再度の注意によっても違反が改められないときは、議長は、タブレットの返還を求めることができる。

(賠償の義務)

第9条 議員は、故意によるタブレットの破損、故障又は紛失により有償の措置が必要となった場合は、修理等に係る費用の実費を負担しなければならない。

(セキュリティ対策)

第10条 議員は、市議会及び市の情報システムの保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対応しなければならない。

(タブレットの貸与管理)

第11条 議会事務局長は、タブレット及び付属品の明細を記入したタブレット等貸与簿を整備し、貸与状況を常に明らかにしておかなければならない。

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会等の意見を聴いて定める。

附 則

この基準は、令和4年10月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条第 2 項関係）

年 月 日

都留市議会議員

様

氏名

印

貸与タブレット事故届

都留市議会議員に貸与するタブレット端末運用基準第 5 条第 2 項の規定により、貸与タブレットに事故（盗難 ・ 紛失 ・ 破損 ・ その他）があったので届け出ます。

様式第2号（第5条第6項関係）

年 月 日

都留市議会議員

様

氏名

印

貸与タブレット追加アプリ許可申請書

都留市議会議員に貸与するタブレット端末運用基準第5条第6項の規定により、次のとおり貸与タブレットにアプリを追加したいので申請します。

追加アプリ名称	
使用目的	
費用	有償（月 円）・無償
備考	

様式第3号（第5条第7項関係）

年 月 日

都留市議会議員

様

氏名

印

貸与タブレット返却届

都留市議会議員に貸与するタブレット端末運用基準第5条第7項の規定により、
貸与タブレットを返却するので届け出ます。